

## 実証フィールド提供に伴うAIカメラの道路占用の取扱いについて

### 1 要件

本取扱いは、交通渋滞及び交通事故などの課題の解決に向けて、効率的、効果的に取組を推進するため、ICT等のデジタル技術を活用した新しい製品や技術開発の現場実証に、川崎市（以下「市」という。）が管理する道路施設等を実証フィールドとして提供し、交通状況調査を目的として設置するAIカメラに限り適用する。

### 2 占用主体

川崎市建設緑政局総務部企画課（以下「企画課」という。）が実証フィールド提供を認めた企業及び団体等に限る。

### 3 実証実験期間

1日から1年を実験期間とし、企画課と協議の上決定すること。

### 4 占用の場所

- (1) AIカメラの設置は1企業又は1団体等につき1交差点とし、設置する交差点は事前に企画課と協議すること。
- (2) AIカメラは市が管理する既設の道路施設等並びに道路施設以外の電柱及び電話柱又は町内会等が管理する既設の街路灯、防犯灯、アーチ及びアーケード等に架設することとし、単独柱は、設置しないこと。また、市が管理する道路施設以外に架設する場合は、施設管理者の了解を得ること。
- (3) AIカメラの設置台数は、必要最小限度の台数とすること。
- (4) 路面からカメラ、制御箱等の下端までの高さは、歩道上では2.5メートル以上、車道上では4.8メートル以上とすること。
- (5) 協議により市から許可を得ている事項についてはこの限りではない。

### 5 占用物件の構造

- (1) 落下等により、道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがない構造とすること。
- (2) 占用期間中、万が一落下しても通行者（車等も含む）へ被害が及ばないように対策を講じること。
- (3) 電力及び通信配線は、必要な手続きを行い配線すること。また、市が管理する道路施設からの電源供給はしないこと。

### 6 占用料

市が管理する道路施設の実証実験中の占用料については免除とする。

### 7 画像の収集、利用及び提供の制限

- (1) 車の台数、平均速度及び進行方向の計測のみとし、車のナンバーが分かる画角及び画質としないこと。
- (2) 設置角度等により人物が記録される場合は、人物が特定できない画質とすること。

- (3) 民有地内が記録されない画角に設置すること。
- (4) 原則として企画課及び申請者以外のものに画像の提供はしないこと。
- (5) 刑事訴訟法第197条（捜査事項照会）及び第218条（令状による差押え・捜査・検証）等の法令に基づいて画像の提供を求められた場合は、速やかに市に報告し、必要最低限の範囲で提供すること。
- (6) 協議により市から許可を得ている事項についてはこの限りではない。

## 8 管理責任者等の設置

画像の適切な取扱いを確保し、市民からの問合せに適切に対応するため、画像管理責任者及び問合せ窓口を置くこと。

## 9 適切な維持管理等

- (1) 記録した画像の複写はしないこと。
- (2) 記録した画像は、解析後消去すること。但し、交通状況に特異な現象があり、保存が必要となった場合は、必要最小限の範囲にすること。
- (3) 画像を保存していた記録媒体の廃棄にあたっては、画像の消去を確実に行った上で、破碎又は裁断等の措置を講じて破棄すること。
- (4) ハードディスクへの記録装置をレンタル契約等に基づいて返却する場合は、画像データを完全に消去する専用のツールにより確実に消去した上で返却すること。
- (5) 計測記録中は、AIカメラが設置されている旨を現地の交通に支障を及ぼさないわかりやすい位置に掲示すること。また、申請者の名称及びその連絡先を表示し、詳細内容が分かるHP等を作成し、URL等で案内するなど、市民や通行人が詳細内容を確認できるようにすること。

## 10 問合せ等の対応

- (1) 実証フィールド提供中の市民や通行人からの問合せ、陳情及び苦情等については、申請者が対応すること。適切かつ迅速な処理を行い、内容と対応について速やかに市に報告すること。
- (2) AIカメラの設置及び運用に伴うプライバシー保護について第三者との紛争が生じた場合には、申請者の責任において解決すること。

## 11 その他

- (1) AIカメラの設置及び運用については、市が策定した「川崎市防犯カメラ設置及び運用に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、申請者は個人情報の保護を目的としたAIカメラの運用マニュアルを作成後、企画課に提出し、必要な措置を講じること。
- (2) 道路占用許可申請にあたっては、対象の区役所道路公園センターの指示に従うこと。また申請時に、フィールド提供申請書（企画課が受付したものの写し）及び市以外が管理する既設柱等の施設管理者の承諾書（市が管理する道路施設以外に架設する場合）の写しを提出すること。
- (3) その他疑義を生じた事項については、その都度、企画課と協議すること。